

官民競争入札等監理委員会
第168回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第168回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年2月3日（水）10:00～11:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- （独）大学入試センター／業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務
- 大山隠岐国立公園大山寺及び榊水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務
- 国有林の間伐事業

3. 契約変更（案）について

- 地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務

4. 施設管理・運營業務に係る民間競争入札の効果について（平成27年度委託調査報告）

5. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について

6. 平成27年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況について【非公開】

7. 閉会

○引頭委員長 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、第168回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

事務局で人事異動がありまして、1月1日付で澤井参事官の後任として、小八木参事官が着任しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小八木参事官 澤井の後任で1月1日付で着任しました小八木と申します。よろしくお願ひします。

これまでの委員会のいろいろな議論の蓄積、いろいろお知恵を賜ると思ひますので、尊重しながら務めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○引頭委員長 小八木参事官、これからよろしくお願ひいたします。

本日の議題は議事次第のとおりでございますが、議題6については、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

では、議事に入らせていただきます。まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思ひます。本件については、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは「（独）大学入試センター／業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」、「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」、「国有林の間伐事業」以上3件の実施要項（案）について、石堂主査より御報告をお願ひいたします。

○石堂委員 それでは、御報告申し上げます。

件名が非常に長いのでありますけれども「（独）大学入試センター／業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」ということでございます。

資料1-1の「1. 事業概要及びこれまでの経緯について」をごらんいただきたいのですが、今回、新規の事業として選定されたものでありまして、28年8月から33年7月まで5年間、民間競争入札という業務実施が予定されているところであります。

ただ、そこにありますように、環境構築・運用・撤去を含めた契約期間は4月からということでございまして、環境構築に4カ月、その後5年間の運用期間ということになります。

本件につきましては、通常システムと若干違っておると言ひますか、特徴的なのが、ソフトウェアライセンスの調達、あるいはリース契約ということも含めて民間事業者に代行させるというところがございます。

もう一つ、最後のところですが、今回の調達からセンター試験等の業務系を除いた事務系部門のみの調達となるということが書かれています。これにつきましては、参考資料としてついでに図をごらんいただきたいと思ひます。

ここにありますように、従来は全体が調達範囲だったのでありますが、今回は赤枠に囲まれた部分のみということで、大学入試センターと言ひながら、センター試験の関係は今

回外したという経緯がございます。その結果、右の下にありますように、総額でも単年度8,000万円ぐらいの金額という予定になっているところがございます。

また、資料1-1にお戻りいただきたいと思います。小委員会での審議の内容といたしましては、まず入札参加資格について、過去3年間に大学入試センターと同規模の地方公共団体・独法・国公立大学という要件を課しておいたのでありますけれども、民間の経験はなぜだめなのかという議論がございまして、公的部門だけの経験を問うというところについては変更いたしました。これはほかの件名でもよくあるケースでありまして、何となくこう書いてあることで新規の参入障壁になってしまうケースがあるので、それは今回も民間の経験でもよいというように書き直したということがございます。

それから、裏面になりますけれども「(2)従来の実施状況に関する情報の開示について」も、先ほど申し上げましたように今回からセンター試験の部分を外したにもかかわらず、従来のセンター試験の業務内容も含めた形で表示されておりましたので、それでは従来の業者はわかるけれども、新規に参入する業者は自分たちが取り組む業務内容についてわかりづらいのではないかとということで、センター試験の部分を抜いたものに対応する従来の事業内容を示すように変えていただいたということがございます。

3番目が大きな問題だったのですけれども「(3)『総合評価規準書』及び『評価項目一覧』」につきまして、①、②、③にありますように加点ポイントのついている評価項目とついていないものの違いが何であるのかがわかりづらいとか、評価項目の中で必須の表示があるものについては、むしろ仕様書の参加資格のほうにあるべきではないとか、いろいろ議論がございまして、③にあるように、全体的に大学入試センターが何を業者に要求し評価したいのかというのがよくわからないということで、全面的な見直しが必要だということになりました。これで、一時は再審議に持ち込むかという議論もあったのですが、センターさんのほうで全面的に見直し、それを各委員にチェックしていただいて進めようということになりまして、ここにありますように、仕様書の90～95ページにかけて全面的に見直しをし、それを我々各委員がチェックいたしまして、この内容であれば他件名と同レベルであろうと判断したということがございます。

本件につきましては、先ほど概要のところでお申しおくれましたけれども、平成13年からずっと1者で来ているという経緯がございます。今回パブリックコメントを求めたのに対しましても、現行の業者とそうでない業者の2者から18件の意見が出されております。

内容的には、非常に技術的なテクニカルな内容でありまして、「特定のベンダー技術に関する部分の要件緩和などの必要な修正を行った」と書いてありますが、内容的には非常に興味深いところがございまして、現行の業者からは書かれている要件についてもうちょっと選択肢を広げてほしいという内容が列挙されております。

もう一つ、現行業者でない業者からは、仕様書に書かれている内容が、この表現では特定のベンダーが開発した特定の技術であることが歴然としてしまうので、もっと公平性を保つため、一般的にどういう機能を求めるかという表現に変えてほしいということが列挙

されておりました。数としてはほぼ半々の意見だったのですけれども、その半分は先ほど申し上げましたように選択肢の拡大、あと半分が表現をもうちょっと公平にしてくれということで、非常におもしろいと思いました。これは今まで15年間同じ業者がずっとやってきたということの一種の弊害だったのだらうと思われまして、今回、市場化テストにかけたことで、ある意味では、既に1つ成果が上がったということが言えるのではないかと思います次第でございます。

大学入試センターの件については、以上でございます。

次に、大山の公園の管理業務の関係でございます。こちらにつきましては、環境省の案件でございます。これも図を見ていただいたほうが早いかもしれません。次のポンチ絵のように大山の国立公園の中で情報館というものを設置してありまして、そこの運営とか、あるいはキャンプ場、野営場の管理、また駐車場とか公衆トイレの管理等といった業務になっております。

本件につきましては、資料2-1にありますように、本来、小委員会にかかった時点では3カ年の契約、複数年契約をするのだということであったのですが、実は小委員会が終わった後に予算を確認したところ、1.の2番目の○の3行目にあります「予算確保の都合により」ということで、28年7月～29年3月の9カ月間、非常に限定された期間の契約になってしまいました。これは、要するに国庫債務負担行為の予算がつかなかったというよりも実は要求を忘れたということのようでありまして、どうしても年度末で切る必要があるということでもございました。

従前の応札者数は1者で、競争性の確保が問題ということでありました。

「2.実施要項(案)の審議結果について」でございます。まず、アンケートによる評価について議論になりました。これは実は前回、現行の契約の評価のときにも、アンケートの回収数が入場者数に比して非常に少ない。しかも、実際に業者の側、あるいは環境省の分析でも、例えば高校生のグループが来て、そのときにたくさんアンケートに回答するのだけれども、ある意味で非常にふざけた内容のものがどっさりあったりして、アンケートによる評価ということが実質的に難しくなっているというのが、事業評価の際にも問題になりました。

ただ、総数としては数百件、あるいは1,000件という感じで来ていますので、ここの対応にありますように、統計学上は、500件以上の回答があれば一応の結果として尊重できるということなのですけれども、やはり環境省はもうちょっとアンケートの回答が回収率も含めて充実した内容になるようにということで、今回は年間600件の目標というものを掲げて、しかも各四半期ごとに一定の数が出てくるようにいろいろやっていこうということになったわけでございます。ただ、今回9カ月間という限られた期間になりましたので、それに応じて、数とか、あるいは配分についても見直しをしてございます。

論点2でございますけれども、これはアンケートのみに頼るのではなくて、他の評価方法についても検討すべきでないかというのがございまして、これはアンケート以外にもい

ろいろな苦情とか、不備の指摘とか、そういうものを蓄積して、それを評価のほうに反映させていこうということになっております。

論点3は、技術提案の評価項目について、内容がちょっと不明確だということで、それについて具体的な例を挙げて修正したということでございます。これは実際に当初の案では、例えば業務実施の基本的な方針を示せとか、対象施設の特徴を踏まえて特に重視する点は何とかいう非常に抽象的な問いかけでしたので、それについてはもうちょっと具体的に何を求めるのかということを書き込んだということでございます。

論点4でございますけれども、これも先ほどの案件と似ておりますけれども、情報開示について、28年度に増加する業務が明確でなく新規事業者にわかりづらいということでありました。これは実は、今回新たに作る契約については、駐車場等、非常に面積の増があるというのが歴然としておりまして、それに対応して業務がふえるということがわかるような情報の開示をすべきだということございました。

本件につきましては、パブリックコメントについては意見がなかったということでございます。

大山については、以上でございます。

最後になりますが、「国有林の間伐等事業」でございます。これもまずポンチ絵を見ていただいたほうがわかりよいかと思いますが、木を植えて100年くらいまで、その途中段階の「3回程度間伐」というのが絵の中にあります。従来は、この間伐業務の発注ということであったのですが、戦後70年たって非常に立派な木になって、そろそろ材木として使えるものを、右の絵の下にありますように、一定の規模、まとめて伐採して木材にするという作業が入り、その跡地に新たな苗木を植えるというようなものが平成27年から業務として入ってきております。いわばこの新しい業務が入ってきた中で、業者のほうにもいろいろ工夫していただいて、新たなアイデアを出してもらおうかというのが林野庁の考え方ということございました。

資料3-1に戻っていただきたいと思いますが、事業概要にありますように、平成23年から市場化テストを単年度で繰り返してまいりましたけれども、今回6期目ということで、3カ年の複数年契約に持ち込みたいということでございます。

「2. 事業の評価を踏まえた対応について」ですけれども、林野庁さんはアンケートの分析等に細かく真摯に取り組んでおりまして、その結果として、地域の事業者の状況を把握して、改善に結びつけようということでもあります。

対応ですけれども、実際のところ、この発注に集まる業者というのは非常に小規模な業者が多くて、向こう1年、自分のところでやれる事業量が確保できれば、もう新たな入札には参加してこないという事情がございました。対応のところにありますように、既に同種事業の事業量を確保していて、もう入札するつもりがないのだという回答が結構あったということから、入札スケジュールを前倒しして、ほかの仕事に飛びつく前にこちらのほうに入ってきてもらえるように時期を早めたという改善をして、応札者数の増に結びつけ

たいということでございます。

あと、小委員会での実施要項の審議内容といたしましては、応札者に対して企業の信頼性ということで、社会保険の加入状況とか、あるいは繰り返し低価格の入札を行っていないかとか、そういう要件を課すことが適切かという議論がありましたけれども、林野庁としては、この対応にございますように社会保険の加入促進等も施策の一つ掲げていることとか、あるいは品質確保のために、繰り返し低価格の入札を行う者はやはり排除したいということで、そのままの要件でいきたいということございました。

このほかにも、先ほどの件名と若干似てきますけれども、過去の業者の実績として、国有林における実績を求めるといふ部分がありまして、これも、どうしてこういうふうに限定するのかという議論がございました。ただ、実態的に国有林は山のずっと奥のほうにあって、水源管理とか、いろいろ特別な要件があるので、やはり国有林の経験がないとちょっと不安だということでありました。

さらに業者に林野庁が実施する研修を受けるといふことが課せられたりしております。これも民間の研修ではだめかという議論もありました。ただ、林野庁として民間で同種の研修がどういうふうに行われているか、どういう内容かということを知っているわけではないので、やはり一応林野庁の研修を受けてもらわない困るといふことで、厳しいようには見えましたが、林野庁が設定している要件は妥当なもの結論づけたところでございます。

最後に裏面ですけれども、パブリックコメントにつきましては、2者から3件の意見が寄せられましたけれども、実施要項（案）を修正するまでに至らなかったということでございます。

ちょっとはしりましたけれども、3件の実施要項に関する説明は以上でございます。

○引頭委員長 石堂主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

石堂主査、何かつけ加えることはありますか。

では、皆様よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、契約変更（案）について御審議いただきたいと思っております。

本件につきましては、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」について尾花主査から御報告をお願いいたします。

○尾花委員 御報告いたします。

平成26年度地方入国管理局の入国・在留手続の窓口業務（東京入国管理局）について契

約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会で審議を行いました。

まず最初に、どのような業務なのかを御報告いたします。

参考資料の「委員限り」という資料をごらんください。こちらの左側半分が民間事業者
に委託した業務、右側3分の1が入国管理局職員が現在実施している業務でございますが、
この業務は入国・在留手続の申請書類を受け付けし、端末等に入力し、整理し集計し、入
国管理局職員の審査の準備手続をするというものでございました。この業務について、契
約変更の提案がございました。

資料4にお戻りください。2. (1)の「ア 変更概要」について御説明いたします。
この「本業務」と言いますのは、事業期間を平成26年4月1日～平成29年6月30日の3年
3カ月を予定しておりましたが、このたび事業期間を1年3カ月短縮いたしまして、平成
28年3月31日の2年間とする変更の必要が生じたということで検討した次第でございます。
この変更に伴い、契約金額、委託費も期間に応じて変更になっております。

委員会においてこれを検討する根拠となりますのは、裏側のページの下のほうをごらん
ください。参考条文として記載してございます。21条におきまして、下線文の第2行目「や
むを得ない事由がある場合には、協議により前条第一項の契約を変更することができる」
ということになりまして、この期間の短縮がやむを得ない事由なのであるかというところ
を検討するというのが小委員会に課された内容でございました。

もう一度表面にお戻りください。「1. 経緯」を説明いたします。

この窓口の受付業務というのは、入札を実施するときには、平成22～24年の受付件数を
提示して、費用の見積もり等をお願いしました。ところが、平成23年に震災がございまし
た影響で、平成22～24年の来日外国人の人数が低迷していたことから、この受付業務の人
数も低調であったということでした。

ところが、事業開始後におきまして、平成26年の受付件数は提示した件数に比べて29.3%
ふえ、平成27年度の見込みは42%増加し、さらに平成28年度は同等の増加が見込まれて、
これは法務省が想定を超える状況にあると判断しております。

これにつきまして、受付件数の増加は、法務省においても予見しがたく、入札時に受託
事業者においても予見し得るものではないこと、または受付件数の増加により事業の適正
な実施・事業の継続に困難を来しているということを確認いたしましたので、契約の変更
を認めてもよいのではないかと小委員会は結論づけました。

このように結論はつけたものの、小委員会では非常に厳しい議論がされ、なぜならば、
契約を締結したのであれば、それはどんなことがあっても履行するのがその契約の定めで
あって、特別なことがない限り、「できません」と手を挙げた場合には、実施府省として
は債務不履行で解除すべきではないかという議論もされました。

この点については、実施府省のお考えを非常に厳しく確認させていただいたのですが、
法務省としても、受付業務の対象とする申請書類の増加が、例えば29.3%や42%というの
は、やはりこれは想定を超えて、提案していただいている委託費をもとに実施してもら

には、実施できないとするのはやむを得ないと考えるとするについて確認できましたので、小委員会としても契約変更を認めてもよいのではないかという結論に至りました。

それでは、残りしました1年3カ月をどのように処理するのか。この業務についても重要だということでしたが、これについては、民間競争入札を実施するには期間的に足りないことから、法務省においては単年度事業として市場化テストによらない一般競争入札を実施したいということでしたのでいたし方がないということで、そのような手続で調達をすることをよしとさせていただきました。

以上でございます。御報告を終了します。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲生委員長代理、お願いします。

○稲生委員長代理 単なるコメントですけれども、恐らくアベノミクス等の影響もあって、政治と行政とあえて分けて議論すると、政治のほうは政策の変更をすることで、恐らく日本の経済に資するよという政策変更が背景にあり、したがって、そもそもこれを所管しておられる部署である法務省サイドからすれば、その行政の責任の範囲というのか、予測の範囲を超えた増加であろうという評価ができるのだらうと思います。そういう意味で、今回やむを得ない事情ということで、小委員会のほうでこういう契約変更をなされたということ自体、やむを得ないことなのかな、また適切なのだらうと思って聞いておりました。

それから、残りの1年3カ月についても、市場化テストにはよりませんが、お時間の関係でやむを得ないと思いますし、一般競争入札という形で何らかの競争性を確保するという小委員会でも議論しているわけでありますので、こちらについても適切なのだらうなと思って聞いておりました。

簡単なコメントですが、以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

井熊委員お願いします。

○井熊委員 対外的なことなので、いろいろな経済情勢、国際情勢によって今後も変動する可能性はあり得るかと思えますけれども、それは契約内容に柔軟性を持たせることによって、期間を変更しないで変動を吸収するような構造にすることは可能なのですか。

○引頭委員長 いろいろと柔軟なやり方があると思うのですが、もう少し具体的に、どうということでしょうか。

○井熊委員 例えば、増えたら何らかの形で、ほかのものであれば、単価設定をしておいて手数料を増額するとか、減ったらそれを減額するとかいうような仕組みを入れるとかですね。

○引頭委員長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○事務局 お答えいたします。

今、御指摘のありました点につきましては、小委員会のほうでも御指摘いただいたところでございます。当然数値というのは変動がございますので、法務省におきましても、どのような対応がし得るか。今、御指摘がございましたように数と委託費のお支払いをリンクさせる方法が可能かでありますとか、もしくは、今回は3年数カ月という結構長期スパンでありますけれども、外国人の数は増減しますので、例えば短くするとか、そういった対応を検討する予定でございます。

本事業につきましては、実は今回東京局の報告でございますけれども、あと名古屋、大阪同時に事業を走らせておりまして、ちょうど今年の3月が評価のポイントとなっております。従いまして、御指摘のありました点も踏まえて、委託の方法につきましては法務省において検討する予定です。

以上です。

○引頭委員長 今回の井熊委員の御質問にちょっとつけ加えて質問ですが、業務量がふえた場合には支払いを増やすというのは、支払金額が変わるような契約になっているということですね。前にたしかインセンティブ方式でしたか、達成したときにはいくらか多く支払うけれども、達成できなかったときにはいくらか少なく払うというしくみで、支払金額が結果として大きく変わるような契約もあったわけですが、それは実施府省庁の予算の面から、そうした契約形態は可能なかどうかという点についてお願いします。

○事務局 御指摘がございましたとおり、国庫債務負担行為という国の会計の規定として、枠をこの年はこれだけお支払いするという仕組みがあるのですが、御指摘のありました点が、その中でどういった仕組みがどのくらい反映できるかなというのは、会計法の縛り等もございますので、その点も整理しながら、評価の際に報告する予定です。

○引頭委員長 わかりました。ありがとうございます。

石堂主査、お願いします。

○石堂委員 御説明の中で、「1. 経緯」の2番目の○のところで、「事業の適切な実施・事業の継続に困難をきたしていることが確認された」という表現があるのですが、その上を見ると、28年度も同等の増加ということだから、3割ふえ、4割ふえ、28年度も恐らく見込みに対して4割程度またふえるのではないかということだろうと思うのです。そうすると、この困難を来しているというのは、いわば物理的に対応できないということを指しているのか、それとも業者として結局赤字になってしまって、もうやっておられませんよというのか、どちらなのかという気がしたのですね。

○引頭委員長 ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○事務局 お答えいたします。

まず、実情といたしましては、物理的なところも非常に大きいかなと考えております。法務省から説明がありましたのが、手続をする際の受付が大体16時に閉めるのですけれど

も、16時では終わりませんで、現在は遅くまで一般のお客様を待っていただいている状態、それを踏まえまして、国の方はその処理をどうしているかという、更に残って処理をしているという状況です。また、当初の想定よりはるかに上回る人数がありますので、想定した人数以上の人を張りつけてすら、今、そういった状況です。

28年度につきましても、法務省で外国の方の数を統制できませんので、あくまで予測とはなりますけれども、恐らく下がることはないだろうと。場合によっては、むしろ増えるかもしれない。となりますと、これ以上、外国の方を待たせることもできないですし、体制として遅くまでやるのはどうなのだろうかということで、今回は一旦これを仕切り直しをさせていただきたいというのが今回の契約変更の趣旨でございます。

○引頭委員長 関根委員、お願いします。

○関根委員 御説明ありがとうございます。

関連して、別添の法務省の入国管理局からの事案概要に、業者のほうから業務量の増加に見合った委託費の金額改定がなされない限り云々と書かれています。これをみると、例えば委託費の金額改定ができればやれるというふうにも読めるのですが、今のお話では、実際にはそれだけではなくて、かなり混乱を来しているから、28年3月で切ったということのように思うのですけれども、例えば金額改定をするというのも考えられたのでしょうか。

あわせてもう一つ、やはり関連するのですが、28年3月というのはもうすぐの話ですので、ではどのように具体的に行っていくのかということです。この業者だけではできないのかもしれないけれども、この業者もそれなりにやっていた、数が増えなければきちんとやられていたということであれば、また活用ということもあり得ると思いますが、その2点をお伺いしたいと思います。

○事務局 お答えいたします。

まず、1点目の金額改定の件でございますけれども、実は法務省と事業者のほうで協議をしておりましてのが今年の11月、12月に継続しておりまして、これもまた会計の縛りでございますけれども、12月時点から増やしてくださいとなりますと、そこはちょっと会計上厳しいというのが1つ目でございます。

次の体制でございますけれども、仕切り直しというところでございますが、当然国のほうで民間委託できる予算という枠が限られていますので、それに見合ったボリューム方向で整理をしております。具体的には、東京局と横浜局の2つございますけれども、横浜局のほうの委託を整理し東京局の受付のラインを整理して、もう一回改めて入札する予定でございます。

○引頭委員長 尾花委員、お願いします。

○尾花委員 恐らく委員の先生方が思っておられる簡単にやめさせてよいのかという、どこがやむを得ないということの先例になるのだろうかというところが気になられているところかと思うのですが、小委員会のほうでは、確かに法務省入国管理局がお出しいただい

た事案概要では、関根委員がおっしゃられたように委託費の改定がなされない限り撤退せざるを得ないというような申し出を実施府省のほうで受けとめて変えたのであれば、例えば入国・在留手続の申請をする人数を減ったときには委託費で儲かり、増えたときは損をしてしまうと。損をしたときだけやめられるのであれば不合理ではないかという議論も小委員会では随分なされたところでございます。

実施府省の方によく確認したところ、受託事業者に赤字が出るとか、そういうことについて斟酌したのではなく、客観的に事業のボリュームが想定以上に増えてしまったこと、法務省の想定する事業の実施からはるかに超えているというところを確認できたので、小委員会ではやむを得ないという先例になっても仕方がないだろうなという結論を下したところでございます。

ですので、この委託費をもとにして事業を委託するときというのは、業務内容が減ったときには事業者さんがちょっと得する形になり、増えたときは損する形になるという不可避な業務の委託の方法だとは思っているので、委託の方法についてまたお考えいただく必要は全般的にあると思います。

以上です。

○引頭委員長 稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 今の御議論でちょっと感じたのですけれども、やはりこういった民間側がビジネスに応じるときに、この場合ですと人員ですよね。それがどのくらいの人数になるのかということを念頭に置いて、予測して、それで採算に合うかどうかを決めて、それで応札してくるということだと思っております。

ところが、今回のケースのように、発注する側も受ける側も想定を上回ってしまったわけですね。多分それなりの変化はそれぞれにおいて想定しながら入札に臨んだのだと思いますけれども、実際にはそれが想定以上だった。要するに、リスクが想定以上に大きいということがわかったということですよ。

こういうときのやり方は、リスクを大きいままにしておくともたまた同じことが起きるわけで、リスクを小さくすればいいわけで、でも重要なのが、入国管理局側の、要するにプロのほう为一体どのくらい人数的に増えるのだというその辺のしっかりとした知見をより高めるといえるか、そういう努力は一つ必要で、応札するほうもあそこの入国管理局が言っているのであれば、そんなに大きな変動はないだろうということで、しっかり応札してくるわけですね。

実際に肝心の入国管理局側もよくわからないというときはどうするかといたら、これは期間を短くするしかないと思います。不確実なものに応札してもらうときにリスクを小さくするとすれば、期間を短くするということが対応する。今回も一応短くなっていますので、そういう理由でやったのかどうかよく知りませんが、ほかに1年でもいいし、この程度の短さよりはもっと短くしてもいいぐらいではないかと思っております。要するにポイントは、リスクをどういうふう小さくするかということでコストを最小化するという配慮が

必要ではないかと思いました。

○引頭委員長 貴重な御意見ありがとうございました。

井熊委員、お願いします。

○井熊委員 最近の入国者の増大というのは、そもそも多分ほとんどの人が予測できていなかったことなので、その意味で、事業者が耐えられなかったということに関しては、先ほどの尾花委員の言われた下がったときのことを考えるとずるいではないか的なこともあるのですが、今の環境を考えれば、私はやむを得ないのかなと思うのですが、ただ今後、政策の変動によってこれだけ変動するのだということを考えて、変動に耐える契約構造をつくっていくと。それは、ミニマムペイメントを設定して、その後従量料金で払うというのも幾らでも日本でもやられている契約の仕組みなので、そういうものを取り込んでいくということをしつかりやっていこうではないかと思えます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

事業のリスク管理の話や、支払いの柔軟性の話など、いろいろな御指摘がございました。今、伺っていて一つ思ったのですが、事業量というのが読みづらくなっている事業もあるという点です。先ほど井熊委員がおっしゃったように為替が少し変動しただけで、大きく事業の様子が変わるという可能性もあるわけです。そうしたときに、事業者に対してどういう能力を求めるべきかについて、少し考えなければいけないのかもしれないかもしれません。事業量に変動があった際に、金額的な部分もさることながら、実際に事業が遂行できるような体制があるのかという点について、事業量の変動リスクが多いときには問わなければいけないのかもしれないかもしれません。稲葉委員がおっしゃったとおりに確かに1年間など期間を短くするというのも一つのアプローチだと思いますが、1年間だとしても、為替が大きく変動してしまった場合にはまた読み切れないということもあるかもしれません。期間だけでも必ずしも解決できないかもしれない。となりますと、やはり発注するときに、何人かの委員の先生方がおっしゃったようにリスクがどれくらいあるのかというのを要項にわかりやすく反映するような文章なり、仕組みなりを考えていかなければいけないのかもしれないかもしれません。今回の一般競争入札にするに当たっては、基本的には期間を短くするだけで内容については、あまり変えない形で、残りの予算を新しい契約に充てるという感じなのではないでしょうか。

○事務局 国の予算も限られていますので、結局事業量を減らして、ほかは同じようにする予定です。

○引頭委員長 では、少し中での配分を変えるけれども、予算は変えないということなのですね。

○事務局 そうです。

○引頭委員長 わかりました。29年4月以降においてどのようにすべきかにつきましては、この3月の事業評価においてもう少し様子を見て、さらに議論を深めていきたいと思えます。特に、尾花主査のところでもいろいろ御議論になるかと思えますので、監理委員会での意見も含めて、どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

稲葉委員。

○稲葉委員 対応能力が高ければ問題ないわけですよ。だけれども、いろいろなリスクがあるのですけれども、何か思いがけないようなリスクがあるときに対応能力があるかないかといっても、これはしようがないのですよね。別に期間を短くするということだけ言っているわけではなくて、それだったらリスクの総量を小さくするということのほうが大事だと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。リスク自体は減らないかもしれませんが、予見可能性を事業者に対して高めていくことが結果として事業としてのリスクが減るのではないかと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

ほかにございますか。

稲生委員長代理、お願いします。

○稲生委員長代理 今回の場合、当初はこの平成26年4月～29年6月30日の3年3カ月で債務負担行為をとったわけですよ。それを2年と1年3カ月に切り分けても、当初とった債務負担行為に縛られて、結局残りの予算額は同じで、先ほどもおっしゃったように横浜を少なく、東京を多く、そこだけを変えたということだけなのですか。

○事務局 はい。今回予算の内示で、入管全体の経費を削減されてしましまして、増やすというオペレーションがちょっと取りづらいということでございます。

○新田参事官 ちょっと補足いたしますと、予算要求のタイミングに間に合えば、債務負担行為自体の変更も可能です。ただ、今回それに間に合わないタイミングでこの話が起ってしまったので、もうどうしようもなかったということです。

○引頭委員長 石堂委員、お願いします。

○石堂委員 今、市場化テストの中で、複数年契約でコストを下げようということをやっているわけですね。複数年契約になると、今あったように国庫債務負担行為に縛られると。そうすると、こういうふうに契約の改定だ、破棄だとしなくて、当初の契約の中で柔軟性を持たせようとしても、その契約上の柔軟性を発揮しようと思うと、国庫債務負担行為で頭が押さえられていてできないということにぶつかると思うのですよ。

ですから、契約としてどれがベストかというのと、予算制度上、いわば壁があってできない。こちらのほうの考えが固くて、知恵を出して契約上この条項を入れておけばいいのではないかといっても、それは実際に機能しないというおそれが十分にあると思う。やはり制度にぶつかってしまうと思うのですよね。

それは単に契約条項をやっておけばくぐり抜けられるねということではなくて、予算制度上、こういう制約があるから、どんなにうまく考えても実行できないよという話になりそうな気もするので、そういう場合に、やはり最後は制度的な検討もやるのだというところがないと、余り進歩、前進がないのではないかという気がするのですけれども。

○引頭委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、片面だけ見ても、全体と整合性がとれないのではないかという御意見、そのとおりだと思います。

先ほどの事務局のお話にもありましたように予算の話と、会計の話、そして要項の話などを組み合わせて、多面的に検討することが必要かと思しますので、委員の先生方の御意見を参考に、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第21条第2項の規定により付議されました契約変更（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思ひます。

続きまして、施設管理・運營業務に係る民間競争入札の効果について、平成27年度委託調査が完了いたしましたので、事務局及び委託事業者より御報告をお願ひいたします。

○小八木参事官 それでは、御説明させていただきます。

まず、委託会社のほうから説明していただきますけれども、その前に私のほうから簡単に御説明させていただければと思ひます。

委託の中身自体は、施設管理・運營業務について、これまでの蓄積を分析しますというようにことでして、これまでこの調査の時点で、実施要項の審議にしますと案件が137件の案件の蓄積が本件に関してはございます。うち評価まで済んでいるもの、つまり経費削減とか、質まで分析可能なものは76件でございますけれども、こうしたものについて、これまでのものを相談して、どういったことがまとめて言えるのかというあたりを分析していただきました。

あらかじめ申し上げておきますと、それぞれの案件、規模も、やっておられる調査もいろいろと個別性も一方ではございますので、非常にきれいに傾向が見られましたというところは、切り口は実はそう多くはないのですけれども、これまでも直感の中で一者応札と二者応札以上は、二者以上の応札は違うのではないかとか、そういったあたりはこれまでの直感を裏づけるような話がありましたし、あるいは、業務の包括化もおもしろい結果が得られてございますので、そのあたりも含めて御説明いただければと思ひます。

調査としましては、今後各省さんとか、大学とか病院機構とか、こういった御施設を持っておられる側に配布するとともに、電子データもお送りして、データベース化してもらっていますので、そういったものを御活用いただくことにしたいと思っております。

それでは、御説明のほうをよろしくお願ひします。

○アビームコンサルティング（株）石川様 改めまして、よろしくお願ひいたします。アビームコンサルティングの石川と申します。

今、お手元に関連資料が2つあるかと思ひます。薄いほうが概要版で厚いほうが本編になります。こちらの概要版は、入り口の背景と出口のまとめというところに特化しておりますので、全体を捉えるにはあるのですが、今回は一通りの御報告ということで、こちらの本編のほうを、少しお時間の制約もありますので、駆け足になりまして恐縮ですが、ポイントについて御報告させていただきます。

では、少しめくっていただきまして、1 ページ目の「1 はじめに」というところで、目的の確認になります。一番下に記載してございますが、今後、施設管理・運營業務の入

札を行う際に、さらなる改善を進めていくための有効方策を検討するための参考情報としていただくということを目的に、本件調査を進めてございます。

1枚めくっていただきまして、左側が2ページ目になります。先ほど御説明いただきましたが、今回の調査対象案件、図表1-2という下側の表になりますが、全てで137案件、うち内訳が76と61に分かれております。今回既に公表されております実施要項（案）並びに実施要項、評価関連の資料、こういったものに基づいて調査を行っておりますが、76件につきましては全ての情報がございます。一方61案件につきましては、まだ評価の前ということで、実施要項の情報にとどまっていた調査であるということをお承知おきください。

次に、右側の3ページ目になりますが、図表1-3ということで、調査分析の構成を示しております。こちらが本件調査の目次の構成にもなっております。図のほうになりますが、左上に「案件の概要」ということで、まずは2-1業務の範囲を整理する、加えて2-2契約期間について整理をしております。そこから右に矢印が伸びておりますが、そういった案件が具体的にどのような成果を創出したのかということで、2-3で経費、お金に関する部分、もう一点が2-4ということで、それ以外の質の面、創意工夫について整理をしております。

では、このような成果の創出に至ったプロセスがどうだったのかというのが少し下になりますが、2-5として競争性がどうだったのか。また、2-6として落札者の決定方式はどうだったのかという点を調査しております。

加えまして、特有の発注事項があります病院案件について数は限られますが、こちらには別途着目をしまして、2-7として調査をしております。これら全体をまとめて「3 総括（まとめ）」という形で本件を構成しております。

また、報告書の中でナンバーを案件に付しておりますが、報告書の一番後ろ、A3の折り込みの形になりますが、今回対象になる137案件につきましては、フォローアップのデータをつくっております。A3折り込みになって見開いていただきますと、左上No1から振ってございます。こちらの表にあるナンバーで報告書本編でも都度番号が出てくる点を御承知おきください。

戻りまして、4ページ目の「2.1 業務範囲」というところで、下の図表2-1にもありますが、今回の調査を行う上で、業務区分というものを維持管理業務、運営業務でそれぞれ8項目ずつ新たに設定いたしました。

それに基づいた結果が、まず右側5ページ目にグラフでお示ししております。青いグラフが維持管理業務に関して、緑が運営業務に関してになります。こちらは、それぞれの業務区分を各案件で業務範囲に含んでいるかどうか、その案件の数が全体のうちどれだけの割合を占めているかをあらわしております。青いグラフが上に案件数として多くございますが、維持管理業務についてはほぼ多くの案件で業務範囲に入っております。

一方、運営はその業務自体がないものも含め非常に限定的になっている関係から、最も多く含まれています受付・施設貸出というものについて唯一過半を超える60.9%の案件に

含まれているということになっております。

6 ページでも同じ切り口ですが、では、同一の案件の中でどれだけの業務区分を包括しているのかというものについて、同じくパーセンテージで整理しております。左側の青が維持管理、右の緑が運営になります。

維持管理に関しましては、8 業務全て含んでいるものも含めて、かなりの業務が包括化されております。一方、運営業務につきましては、そもそも含んでいないというものが3割を超えるように非常に限定的な数になっているということが確認できました。

次に、右側の7 ページ目になります。業務を包括で長期化してというところから出てくる特有の業務ということで、統括管理業務、こちらに着目して整理しております。グラフがございしますが、オレンジ色が統括管理業務を含んでいる案件、白抜きが含んでいない案件で、横軸が時間軸で、いつごろ発注された案件かという時間軸をあらわしております。オレンジが目立つとおり、かなりの数で統括管理業務を含んでおりますが、一方で、白抜きの棒グラフも、特に近年でも幾つか確認できます。

ただ、その多くは同じ案件の2 期目以降の案件になっておりますので、ある意味、前期で含まずに業務を進められて特段問題がなかったというところから、最近の2 期目以降の案件でも含んでいないのかなという推察はできます。一方、逆に1 期目等では含んでいなかったのですが、2 期目以降の案件では統括管理業務を求めているという案件、下側の箱枠に4つ挙げておりますが、こういった案件も確認ができてございます。

次に、8 ページ目になります。今度はちょっと見方が変わりまして、案件ごとに対象になる施設、こちらが複数の都道府県なりにまたがっている案件について、何か競争性に影響を与えていないかという観点から整理しております。該当する案件が図表2-5にあります10案件になってございます。下にも書いてありますが、入札参加者数、応札者数、2つの切り口で整理したところ、大多数の案件で複数の応札者を確保できているということが見える形になりました。

続きまして、右側の9 ページ目になりますが、今度は対象施設の規模、具体的には延べ床面積で見えておりますが、こちらの大きさが、競争性にどのような影響を与えるのかというのを整理しております。ここでは、10万㎡以上の案件でも10案件ございしますが、それらについて競争性を整理しております。図表の下にも文章で書いてありますが、10案件中、半数の5 案件で一者応札ということが確認できております。そういったことから、あくまで可能性ですが、大き過ぎる施設規模が参加意欲を低下させている一因となっているといったものも考えられると思っております。

一方、なお書きとして、No. 61のつくばセンターが当たりますが、2 期目で業務ごとに分割に発注した、それによって複数の応札を実現しているというものも確認できております。

以上が業務範囲になります。

続きまして、10 ページ目の契約期間になります。

まず、グラフでお示ししておりますが、いつごろ発注された案件についての契約期間が

どうなのかということで、グラフにありますオレンジ色が3年間になります。ですので、ほとんどの案件が3年間の契約期間になっております。

一方、では、それ以外の案件ではどうかというのを個別に見ていったのが右側、図表2-8になります。該当する案件は28案件ございました。一番右側に契約期間を示しております。

12ページ目の上の文章にも書いていますが、3案件においては、さらなる業務の効率化や経費削減等といったものを図るために、3年間であったものを5年間に変更しているというものがございます。

一方、No.93の案件になりますが、契約期間を逆に5年から3年に短縮したという案件もございました。具体的なコメントは下の箱書きにも書いておりますが、要員確保の困難性であったり、人件費の上昇であったり、そういったリスクを考慮して期間を短くしたという例も確認できました。

その他、下側に「1年間」という単年度になっている案件については、それぞれ特有の背景が確認できましたので、それらを表でまとめております。

次に、13ページからは「2.3 経費に関する分析」になります。

まず、案件ごとに税抜金額、税込金額が混在しておりましたので、まず税抜金額に統一した上で分析を行っております。図表2-10の中ではどれだけ経費が変化したのか、従来方式から市場化テストを導入したことによる変化を見ております。経費が増加したという案件も15案件確認できております。それも含めまして、最も多い案件の価格帯としましては、年間100万円～1,000万円の範囲内で経費が削減できている案件というのが多くございました。

めくっていただきまして、今度は増減の率について整理したグラフを緑色の円グラフでお示ししております。ぱっと見て御確認いただけるとおり、おおむね均等な割合になっております。今は経費増加も含めまして5%未満と一定の区分でお示しをしておりますが、大体13～17案件の中で散らばっている状況になっております。

次に、右側の15ページからになりますが、事業規模に関して経費削減の傾向がどうかということ相関分析の観点から整理しております。

15ページでは、単年度当たりの増減額を縦軸、横に単年度当たりの従来経費を載せております。

16ページですと、縦に単年度当たりの増減率、横は同じように単年度の従来経費、ただ、いずれにおいても、先ほども少しお話がありましたが、相関がきれいに確認できるというものはありませんでした。やはり規模等という単純な話ではなく、さまざまな要因が絡んでの経費の削減なり増加になっているということかと思えます。

17ページは同じく相関分析ですが、今度は競争性に着目しまして、応札者数による経費削減の傾向を分析しております。17ページでは、同じく増減額を縦軸に、18ページでは増減率を縦軸にとっております。いずれも同じように残念ながら相関までは確認できません

でしたが、18ページのほうで少し個別に見える部分をお示ししております。

図の下に表のような形、赤枠の点線で囲っていますが、全案件、応札者がどれだけいたうち、その中の全案件のうちどれだけ経費が削減されている案件があるのかというもののパーセンテージ等を見ております。この中で、まず25%以上の削減という非常に大きな削減を実現した案件では応札者数が複数、2者以上のときに限られておりました。

もう一点、一者案件のときの削減された案件の割合、約56%になりますが、それに比べまして、複数、2者以上の場合ですと、約87%ということで、高い確率の案件で経費の削減が実現できている。こういったものは統計的な観点とはまた別ですが、数値として確認できた点を言及しております。

右側の19ページで、残念ながら経費増加に至ったものについても要因の分析を行っております。図表2-16にあります内容は、審議資料から関連事項を右端に抜粋して記載してございます。こちらが20ページまでまたがってございます。

概観として20ページの下に記載してございますが、大きくは従来業務に「統括管理業務」に代表されるような新しい業務が加わっていたという点、それから、従来がそもそも過度に低価格の競争環境であったという点、大きくは2点の結果として経費増加という結果が導かれているというところが見られると思います。

右側の21ページに関しましては、そういった中で経費削減に向けた方針を具体的に挙げられている2案件について整理をしております。契約期間の延長や提案自由度の拡大といった旨を触れられております。

22ページ目からは、民間事業者の創意工夫の傾向ということで、図表2-18にあります7区分、創意工夫の区分について今回新たに設定し、案件ごとに分析しております。

その結果が23ページになります。お時間の関係もありますので具体は割愛しますが、「03 計画的保全・修繕」なり「04 省エネルギー化」といったものが特に多くの案件で確認できております。逆に、これらは案件の特性にかかわらず発揮しやすい工夫と見ることができると思っております。

24ページには少し個別具体的な創意工夫の内容の例示をお示ししております。業務窓口の一本化から7項目挙げさせていただいております。

右側の25ページですが、長期契約ということで特に懸念される事象として、責任者が交代するというリスクもあろうかと思っております。そちらにうまく対応されたという例がございましたので、そちらを特出しで挙げさせていただいております。

26ページは「2. 5 競争性の確保」ということで、競争性を確保するために留意すべき事項を把握するために今回振り返っております。

一者応札や不落になった要因分析を27ページの図表2-21で整理しております。入札参加者から予定価格範囲内の応札を得るまでの一連の流れの中の参加者数をお示ししております。グレーの列になっている部分は、参加者みずからの判断で辞退された方、そちらの該当する数字を入れております。

28ページ目、29ページ目の中で競争性の確保に向けた分析結果、なぜそのような事態に至ったのかという点と、では複数の応札を得るためにどのような対応をしていくかといったところについて情報を整理しております。

30ページ目は、再入札に至る、もしくはさらに進みまして再公告にまで至った案件を特出しして整理しております。いずれにしても、最終的には予定価格範囲の応札を得ているというところがありますが、それぞれの工夫につきましてもこちらに整理しております。

右側の31ページになりますが、少し変わりまして、事業規模によって競争性確保の傾向がどうなのかというものの相関分析を行っております。こちらは31ページ目にお示ししておりますが、残念ながらこちらでも相関までは確認できませんでした。

32ページ目で地域性による競争性確保ということで、どのような都道府県でなされている案件で、応札者数の傾向に何か問題があるか、偏りがあるかというところを整理しておりますが、いわゆる大都市部と言われるところでは多数案件がありますが、その中でも一者応札案件もありますし、そうではない地域で複数者応札案件というものもございます。そういったところでも、一概な傾向というものは確認できませんでした。

33ページ目は「2. 6 落札者決定方式」になります。こちらにつきまして、採用方式別の案件数を整理しておりますが、オレンジ色の棒グラフになります総合評価の除算方式が大多数を占めているというところを整理しております。

めくっていただきまして、少し掘り下げて、では、評価の際に基礎点と価格点の割合がどのようなものかというパーセンテージを整理したものが図表2-29になります。64案件ですので過半の案件で基礎点よりも加点を重視している、多く点数を配分しているというものが確認できてございます。

さらに具体的に、では基礎点が幾らで加点が幾らかというその組み合わせについて、35ページ目で整理しておりますが、それぞれ3つの帯、基礎点120、加点120というところ、また、100と100、50と100、赤で囲っている部分は比較的突出して案件数が多いということで整理しております。

36ページ目は、数は限られますが、加算方式についての分析を行っております。

また、右側の37ページ目が総合評価方式とそれ以外の方式の案件数の割合をお示ししておりますが、グラフに書いていますように9割以上の案件で総合評価であるということ整理しております。

調査項目としては、最後になりますが、次の38ページ目、「2. 7 病院特有の案件」ということで、病院に関しましては、他のサービス以上に衛生水準の確保等を求められるという関係から、いわゆる「政令8業務」とありますが、政令の中で基準に適合するものに委託しなければならないというものもございます。今回対象になっている案件では、下のほうにあります、院内清掃業務がこちらに当たります。そういった点から、対象の案件においては、幾つか要件が示されております。

39ページからお示ししておりますが、大きく施設管理業務に関しまして、ISOに関する基

準、また、自家発電設備、コ・ジェネに関する要件を設けられておりました。

また、40ページになりますと、今お話しした院内清掃関連ですが、環境整備業務ということで同じくISO、また、民間の医療サービスの認定マークの取得というものを求められております。結論的には、対象案件1期目、2期目とありましたが、いずれも一者応札になっております。2期目の際には少し要件を緩和するような施策もとられたのですが、結果的には2期目も残念ながら一者応札というところに至っております。

そういった点も踏まえて、考察を41ページ目に書いておりますが、ざくっと申し上げますと、今までお話しした参加資格要件については他の公立病院等の一般競争の案件を見ても、加点評価の要素にしているというものもございますので、そういった加点の要素に移行するというのも検討に値するのではないかということ考察として記載させていただいております。

42ページ目が総括をお示ししております。その文章を少し図式に落とし込んだものが43ページの概観の整理図になっております。

以降後ろには、44ページにはこれまで整理した内容を各要素でのマトリックスで整理したもの、また、個別の事例、多くの施設管理業務を含む等々、少し代表的なものについては個別の情報を幾つか後ろに載せさせていただいております。

長くなりましたが、報告は以上となります。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

浅羽委員。

○浅羽委員 どうもありがとうございました。

結局のところ、一つ一つをこれからもきちんと見ていけということなのだろうと、つまりこうすれば完璧などというのはないということで、傾向的に幾つかあるものの、でも一つ一つをちゃんと見ていく、これまでどおりにきちんとやらないといけないということはわかりました。

1つだけ質問させていただきたいのですけれども、経費増加の要因分析が19ページでなされているのですが、この中で、要は業務が増えたからコストが高くなったというものが結構あると御報告いただいたのですけれども、もしもこうした業務量が増えたものを除いて、例えば統計上でいうとダミーにして、それで図表2-15とか、「応札者数」と「単年度当たりの増減率」の相関をとってみるとかした場合に、結論が多少なりとも変わるという可能性はあるでしょうか。もちろん今ここで再計算できるわけではないので、ざっくりとした傾向だけでいいのですけれども、変わる可能性があるのかだけ教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○引頭委員長 お願いします。

○アビームコンサルティング（株）石川様 御指摘ありがとうございます。

お話がまずありましたとおり、こちらの中でもイコールフットィングの状態を維持できないような比較になっているというところは確かにございます。その中で、その部分を外して見たときに、相関が今確認できないものが確認できましたまで動くかという、感覚的には恐らく難しいと思っております。関連するかもしれないですが、この相関分析の中で外れ値の定義は難しいのですが、値として非常に離れているもの、そういったものを少し外して見てみたというのは実はやってみているのですが、数字に対して相関の結果が変わるといふところまでは至ってはおりません。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問はいかがでしょうか。

稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 今、若干深刻な感想を持ったのですけれども、アビームさんの調査の結論部分というのは意外と常識的というか、わからないことが多いというか、判断できないことが多い。この種のものはいたし方ないと思うのですけれども、今回こういう調査をお引き受けになるに当たって、例えば分析の手法とか、そういうことで何かイノベーションとか、こういう新しいことを適用して調べてみたいとか、あるいはそういうことを適用してやってみたとか、そういうものがあるのだったらちょっと教えていただきたい。

それから、今度は事務局側に申し上げたいのだけれども、これはお金もかけて調べていただいたわけですが、ここに書いてある結論ぐらいは皆さんがずうっとお仕事をされていて大体わかってきていることではないかと思うのですけれども、それは私の直感なのですけれども、お聞きになってこういうところが非常に印象に残ったとか、これは今後の施策に移せるヒントをもらったとか、そういうことがあるのだったらちょっと教えていただきたい。

○引頭委員長 まずはアビームコンサルティングさんから、次に事務局でお願いします。

○アビームコンサルティング（株）石川様 御指摘いただきました調査分析でイノベーションと言いますか、そういった観点というところですが、イノベーションとまで言えるようなものは正直申し上げてございません。やはり既に出ている情報に基づいてそれを整理していくという観点がございました。

その中での工夫と言いますか、配慮としましては、まず1つは、こちらでの相関の分析、その他の統計的なやり方もしてみたのですが、いずれも芳しくない結果ばかりが出てしまったのでここには載せておりませんが、二項ロジスティック等々、事務局から御指導いただきながら整理しておりました。

もう一点は、最後のほうにマトリックスでもお示ししておりますが、当然ながら業務範囲に契約期間、経費、創意工夫、競争性、いろいろなものがいろいろ相互作用して、結果として一案件ごとの成果が出てきております。それぞれの切り口を一つだけで切るのではなく、トータルの関連から切っていくと。それは相関に関しても同じ話になるのですが、そういった点に留意をして特に分析をさせていただいたというところだけは申し上げさせ

ていただければと思っております。十分な回答ではないかもしれませんが。

○小八木参事官 事務局のほうからでございますけれども、おっしゃるとおり、確認的な内容であろうかと思えます。特に18ページの一者応札、2者以上というのは、確認的なのですけれども、世の中なり学長なりに示していくときに、やはり歴然たる差はありますというデータにはなっているのかなと。

あとは32ページの地域による応札者数も直感的なところと外れていないので、それが確認できたということでございます。

45ページ以降の個別の優良事例的なところ、48ページ以降で大幅な経費削減率を実現した案件ですとか、50ページで非常に多数の入札参加者を確保した案件ですとか、こういったものについて個別のものを載せまして、冒頭でちらっと申し上げましたけれども、この部分をデータベース化して、発注者側、各省さんとか独法さんとかが検索できるような形にしてございまして、どういった案件を参考にしていけばいいのかというあたりを今後参考にしていただく、そういうふうな整理をしていただいたのかなと思っております。

○稲葉委員 新たに調査をお願いするというのは、基本的には事務局の皆さんの持っていないようなノウハウとか、あるいは知見とか、そういうものを勉強したい、そのためにお金を支払うということだと思っております。ですから、こういうものを民間サイドにお願いする際にも、皆さん方がどういうことを知りたいのか、何かこの辺の調査のやり方とか、分析の仕方で新しいものを知りたいのだ、そういうものを持っているところが応じてくれないかみたいなそういう調査をしてから発注すべきだと思う。何か丸投げでどんとやって、調べてくださいということでは、お互いに利益が出てこない。お金を払った割には、出てくる知見が常識的だという話になってしまうのではないかと思うのです。きついことを申し上げて済みません。

○引頭委員長 大変貴重な御示唆をありがとうございました。

ほかに御質問ございますか。

井熊委員、お願いします。

○井熊委員 これは調査の目的にも書いてあるように、先ほど参事官が言われたように、包括的に全体を整理するというのを目的にされているので、それはそれで一つ整理されているのかなと。

ここにいる委員の人たちの問題意識というのは、もっと競争性を上げられないかとか、効果が出せないかとかというのがあって、それに関しては、こういう外形的な分析だけではなかなかそういう傾向が出てこなかったということがわかった。先ほど浅羽委員が言われたように、もう少し踏み込んだ原因分析が今後必要であるということで受けとめていいのかなと思っております。

○引頭委員長 ありがとうございました。

ほかに御意見。

関根委員、お願いします。

○関根委員 御説明ありがとうございます。

私も今の話に関連しまして、やはりこれは非常に概括的にこういうものだったのだということを再確認したという意味であったかと思えます。調査は調査で終了しておりますけれども、これをさらに、どのように活用していくかを考えるのが良いのではないかと思います。先ほど個別の事例についても出していただいたということで、これをサンプルとして、ベストプラクティスと言えるのかどうかわかりませんが、そのようなもので使用するとか、あと先ほどの話で、外的要因と内的要因で分けても余りはっきり出ないという話がありましたけれども、外的要因が出てきたときに競争性を担保しながら入札をするような人たちを増やしていくためにはどうしたらいいかということもありますので、こうした点をさらに突っ込んで分析できるところがないかとか、せつかくのもですから、そういった形で活用できないかと思っておりますが、今後の取り扱いというのはどのような形にする予定か教えていただければと思います。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○事務局 今後はそれぞれの各府省と公サ法適用の法人等にはお配りをさせていただき、経費だけではなく、どういう事業者に発注しているかとか、そういった見えていない部分もごございますので、いろいろな切り口で分析をすることが可能だと思います。こちらに載っているだけではないバックデータがございますので、それもお渡しした上で御検討に資するような形にさせていただければと解説をつけてお配りさせていただいているというところでございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

石堂委員。

○石堂委員 御説明の最初の「1 はじめに」というところにぱっと目がいったのですけれども、下から3行目に「その内容を広く対外的に開示することにより」と書いてあるのですね。このときの「対外的」というのは何を対象に書いているのかなとちょっと疑問に思いました。それで、今の事務局からの説明もあったように、公サ法にかかわるところがこの「対外」の対象なのかどうか。いわば国民に広く知らせるということもこの言葉に含まれているのかというのはいちよつと確認したいなと思いました。

もう一つ、15～18ページあたりで分布の表があって、いずれの場合も「相関関係が余り見られない」という結論になってしまっているのですけれども、例えば応札者数と増減率のところ、応札者数が多いほど大きな経費削減率が期待できるとまでは言えないといって、なお25%以上の削減は応札者2者以上に限られているという何かちょっと微妙な言い回しになっているのですけれども、我々個別の案件を見ていくときに、やはり一者応札ではお話にならない、二者応札だと、もうちょっと応札者数をふやさないとなんか意味で競争が働かないですと、言い続けているのですけれども、こういうふうなこれが広く対外的に配られたときに、応札者数の増は別にコストの削減に直結しないものであるとい

う受けとめ方をされると、ちょっとはしごが外れるような感じもする。相関関係がないということだったら、それが結論なのですよね。だから、今後我々としてもこれに基づいてどういうふうに対応すればいいのかちょっと迷うなという気がするのですよね。どなたに答えていただくのかちょっと迷いますけれども。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○小八木参事官 今の18ページのところですけども、もともとは17ページと連動してまして、削減率、もとの経費に対して何%削減したのかというものと応札者数で比較したところだったのですけれども、それだと相関係数を算出すると0.1にもならないということ、それは背景としてはもう御存じのとおり、もとの額といっても、もともとは非常に低かったものから、もとがちょっと多かったものまでいろいろありますので、それはそういうことを裏づけているのだと思うのですが、下半分の「一方」以下で書いているところは、削減できたかできないかですね。シンプルにもう削減できているのかできないのかというところを見たときに、1者だと56%しか削減できません。要するに、44%というのはもう削減できずに、逆に上がってしまっていますねというところで、2者以上だと8割以上が削減できているところなので、やはり1者と2者の間に大きな溝があるというところはここで確認できたのかなという書きぶりに、上半分と下半分で、上半分が削減率、下半分が削減しているかどうかというところで視点は違うのですけれども、下半分のところをあえて入れているのは、対外的に出ていくということを前提にしてあえて入れたところでございます。

それから「対外的に」というところは、先ほどの細かいバックデータ、データベース的なところというのは、電子媒体として送っているところは各省さんとかそういったところに限定されるのですけれども、これ自体は役所の調査ですので公表する必要がございますので、ホームページに掲げるということで考えてございます。

○引頭委員長 稲生委員長代理。

○稲生委員長代理 黙っていようと思ったのですが、やはりちょっと気になっているのが17ページで、皆さんお気づきのとおり相関分析なので、因果関係の説明はできないのですよ。ですから、実は17ページのグラフの下の記載が、ちょっとこれはいいのかなと思うのは、つまり独立変数として応札者を置いて、従属変数として経費削減額という分析ではないので、もし仮にこれを我々が実際に使おうと思うとミスリードしてしまう可能性が実はあって、やはり浅羽委員が言っておられたように、イコールフッティングでもうちょっと突っ込んだ分析にして、回帰分析みたいなことをやらないと、そういう意味では応札者数と増減額との関係の真の意味というものは実は分析し切れないのではないかと。

つまり我々が実際に小委員会とかで道具として使うには、ちょっとこのデータは突っ込み不足というか、そもそも先ほどアビームさんが言っておられたようにこれは公表データでやっているとか、そういう制限があるので、やはり本来はそこまで突っ込んで分析したほうが良いという稲葉委員から厳しい御意見を言っておられましたが、私も若干そこが懸

念されるなど。ですから、これはあくまでも公表データで、総括的な分析を行ったものだという捉え方をしておいたほうが恐らくいいのではないのかなという気はいたします。

以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

いろいろ御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。何名かの委員の先生方、特に石堂委員が御心配されたように、確かに入札者数がふえて経費が下がらない可能性があるというような記述については少し考える必要があるかもしれません。我々委員会の方向とは少し違いますし、それが事実であればまた話は別ですが、今、稲生委員長代理がおっしゃったように必ずしもそうとは言えない部分がございます。そもそも金額につきましても個別案件ごとにいろいろな事情もあるなど、本当に土台が合っているのかという点もでございます。読み手に対してミスリードをしてしまうのではないかとという危惧があります。

この資料は、私の理解が間違っていなければ、これは国の委託調査ですので全部公開され、さらに先ほど事務局がおっしゃったように関係各所に広めるということなのですが、その際に、誤解があってはいけないと思います。報告書は完成してしまったかどうかわかりませんが、もし工夫の余地があれば、実態を踏まえたうえでの感想とか評価が少し入ってもよいのではないのでしょうか。数字はそうだったかもしれないけれども、その結果が今後の活動と連動するかどうかについてはよくわからない、というのが委員の皆様方の御意見でしたので、少し事務局で御検討いただければと思います。ですが、今回の調査につきましては、浅羽委員がおっしゃったように、総括としては、大変時間が限られている中、やっていただきまして、ありがとうございます。御苦労さまでした。

では、事務局におかれましては、もう少し工夫をしつつ、本報告書が広く活用されるために関係団体への周知、先ほど関根委員からも御指摘がありましたけれども、それに努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料6によりまして、意見募集の結果への対応につきまして、御報告を申し上げます。

ことしの基本方針の見直しに関しましての民間からの意見募集の状況につきましては、前回、12月の監理委員会で御報告させていただいたところでございます。今回これに対しまして、どのように回答していくかということについての回答案を御審議いただきたいという趣旨でございます。

資料6にも書いてございますとおり、若干前回の説明と重複いたしますけれども、改めて御説明申し上げますと、今回は民間からの意見募集が2件ございました。

1件目につきましては、主にビルメンテナンスに関する課題でございますけれども、同じビルメンテナンス関係、庁舎管理関係の業務であっても、省庁によって技術点と価格点の比率要件が下がる。それから、加算方式と除算方式の問題もあるということでございま

して、これらにつきまして、品質の確保を担保するという観点から加算方式を使っていたきたいという趣旨の御提案でございます。

これに関しまして、回答の案でございますけれども、これは私ども内閣府のほうで回答ということでございまして、先般の12月のときも簡単に御説明申し上げましたが、やはり個々の事情を踏まえて、この加算方式、除算方式、あるいは評価点の考え方について決められているところでございますので、これらについても画一的に決めていくということはなかなか厳しいと考えているところでございます。したがって、これらに関しましては、個々の事業ごとに判断することが適切という回答にさせていただいたところでございます。

2番目は公的統計調査に関しまして、これは既に公サ法に基づく市場化テストを実施している事例もあるのでございますけれども、これらについて拡大をしていただきたいという意味の御意見でございます。これに関しましては、内閣府のほうで実際に今どういう状況になっているのかということについて調査させていただきたいということで12月の段階で御説明させていただいたところでございますが、私どものほうで調査をいたしましたところ、事業は継続性がある、かつ競争性に課題がある、要するに1者がずっと受注し続けているというもので事業規模も比較的大きいものがどれぐらいあるかということで調べたところ、9件ございました。

この9件を整理したものが次のページの表でございますけれども、資料A、これは委員限りということで公表資料にしてございませんが、これをちょっとごらんいただきたいと思っております。

表の1枚目に掲げております5件に関しましては、各実施府省のほうと私どものほうで意見交換をしている段階で、自主的に市場化テストを導入するという御意向が示されましたので、今回のこの意見募集の調査を踏まえて、新たに5件、市場化テストとしての自主的な選定が進んだということでございます。

このうち、一番上の「能力開発基本調査」と一番下の「国際航空旅客動態調査」に関しましては、直ちに平成29年度からということで意向は示されておりますが、中の3件に関しましては、それぞれ今、事業内容の見直しなども行っているということもございまして、平成30年度、あるいは平成31年度からの導入ということで、各府省からは意向が出されているところでございます。これらを踏まえまして、今後、基本方針の別表に反映させていきたいと思っております。

また、一方で裏の残る4件でございますが、一番下の「全国都市交通特性調査」に関しましては、調査自体は平成26年度で終了している状態にあるということでございますので、これはそもそも検討の対象から外させていただきました。

残る上の3件でございますけれども、一番上の「工業統計調査」に関しましては、実は調査日の関係等もございまして、前期と後期の2期に分けて調査を発注しているものでございますけれども、結果といたしまして、前期の事業をとった業者が後期も一者応札で受け

ると。前期については複数応札になっているのですけれども、後期についてはもうほかの企業が応札してこないという事案になっているということでございます。これに関しましては、事業の見直しなども行っていく中で、平成29年度調査から通年で行うということも含めて今、検討しているということでございまして、通年化されれば恐らく複数応札になるのではないかとこのところもございまして、これについては改善要請をさせていただいて、今後の応札の状況を見て、私のほうでフォローしていきたいと思っております。

その下の2つ、経産省の「エネルギー消費状況調査」並びに国交省の「旅行・観光消費動向調査」でございますけれども、この2件につきましては、まず上の「エネルギー消費状況調査」に関しましては、かなり専門性が高いということと、事業規模も非常に大きいということで、実施府省の経産省といたしましては、やはり応札できる企業がかなり限られているのではないかとこの認識のもとに、今後はまず公募をして、応募が1者の場合は随契をしていくという方向に切りかえたいというお話がございました。ただ、これは中身を見させていただきますと、例えばスケジュールが非常にタイトであるとか、複数年化についても検討の余地があるのではないかとこのところもございまして、こういった面も含めて、市場化テストが導入できないかどうか、この件に関してヒアリングを行っていただきたいと考えているところでございます。

また、その下の「旅行・観光消費動向調査」につきましても同様に、実施府省のほうからは市場化テストを実施するつもりはないという意向を示されているところでございますが、やはりスケジュールが非常にタイトであるとか、情報の開示が不十分ではないかという点で、まだまだ改善できる点があるようにも思われますので、こちらについても同じくヒアリングを行っていただければと今のところ考えてございます。

ただ、こちらの下の「旅行・観光消費動向調査」に関しましては、事業規模も非常に小さいということと、論点もかなり明確だということもございまして、そういうところも踏まえて、論点をかなり絞った形でヒアリングを行っていただきたいと考えているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、表のページに戻っていただきまして、今回の民間委託提案の回答ぶりでございますけれども、各府省のほうからの回答ということで御意見を踏まえまして、5統計調査については新たに導入を行いますということを書かせていただいております。さらに、監理委員会の対応ということで、5統計のほかにも2事業についてはヒアリングを行うということで、また、1事業については改善要請を行うという形での回答にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございました内容につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

井熊委員。

○井熊委員 これは上の一番目のほうの除算方式と加算方式のことで、大体除算方式は予測性が低いとか、あるところまでいくと硬直的なのと価格の感度が非常に高くなるところの線引きが非常に難しいとかいうような問題があるので人気がないのですが、書かれていること自体はこのとおりかなと思うのですが、ただ、恐らくもう少し創意工夫を発揮させるようにしてほしいとか、そういう民間の創意工夫の取り込みとかそういうことを図った上で、個々の事業にやるという意図を少し含んだほうがいいのかなど。これはだめだよと言っている感じがするので、加算方式を求めている民間のところを配慮しつつ、各府省にその方式については任せるのですよ的な表現ぶりのほうがいいのではないかなと思います。

○引頭委員長 事務局はいかがでしょうか。

○新田参事官 理解いたしましたので、その方向で修正させていただいて、また御相談させていただきます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応につきましては、経済産業省の「エネルギー消費状況調査」に関しましては、民間競争入札の導入による競争性等の改善の余地について、3月14日に実施予定の施設・研修等分科会において公開ヒアリングを実施、そして国土交通省の「旅行・観光消費動向調査」、先ほど事務局では規模は小さいけれども論点を絞ってということでしたけれども、これに関しましては、次期調達における対応状況を確認するため、同様に公開ヒアリングを実施する。そして、経済産業省の「工業統計調査」に関しては、改善要請を行うという形で進めさせていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○引頭委員長 ありがとうございます。

では御了承ということでございますので、事務局におかれましては、この内容で引き続き進めてくださるようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願い申し上げます。